

釧路川流域委員会の設立

1. 設立趣旨

近年、河川制度をとりまく状況は大きく変化し、治水、利水の役割に加え、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められています。

このような背景の中、平成9年には河川法が改正され、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、地域の意見を反映させるという河川整備の計画制度が導入されました。今後、この法手続に則り、釧路川の河川整備基本方針及び河川整備計画を作成していくこととなります。

このため、北海道開発局及び北海道では、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「釧路川水系河川整備計画」を策定するに当たり、地域住民、学識経験者等から意見をいただくことを目的として「釧路川流域委員会」を設立します。

2. 釧路川流域委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、釧路川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を作成するため、北海道開発局と北海道が共同で釧路川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局及び北海道は共同で、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 釧路川河川整備計画の案に関する北海道開発局長（以下「局長」という。）及び北海道知事（以下「知事」という。）への意見
- (2) 釧路川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長及び知事への助言

(組織)

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから釧路開発建設部長及び釧路土木現業所長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長があらかじめ指名し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員会は必要に応じ、部会を設置することができる。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。
- 4 河川管理者は、委員から説明等を求められたとき、委員長の許可を得たとき等において、説明、意見の表明等を行うことができる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長及び知事に要請することができる。

(委員会に関する事務の処理)

第6条 委員会に関する事務は、北海道開発局釧路開発建設部治水課及び北海道釧路土木現業所治水課が共同で処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年10月18日から施行する。

3. 釧路川流域委員会 名簿

名称	氏名	所属	役職	専門等	備考
■学識経験者等(10名)					
委員	うちじまくにひで 内島邦秀	北見工業大学 工学部	教授	河川工学	
委員	こいずみつねお 小泉恒男	標茶町農業協同組合	組合長	農業	
委員	こいそしゅうじ 小磯修二	釧路公立大学(地域経済研究センター長)	教授	地域計画	
委員	きたけなおこ 佐竹直子	(株)釧路新聞社	記者	報道	
委員	すぎさわたくお 杉沢拓男	NPO法人トラストサルン釧路	事務局長	湿原環境	
委員	せがわしゅういち 瀬川修一	北海道旅客鉄道(株)釧路支社	支社長	経済・観光	
委員	たかやますえきち 高山末吉	釧路自然保護協会	会長	自然保護	
委員	つじい たついち 辻井達一	財団法人 北海道環境財団	理事長	植物生態学	
委員	はま たかし 濱隆司	釧路水産用水汚濁防止対策協議会	会長	漁業	
委員	ふるやせつお 古屋接雄	北海道標茶高等学校	校長	教育	
■地域住民(代表)					
委員	わたぬきけんすけ 綿貫健輔	釧路市	市長	関係自治体	
委員	すがわら きよし 菅原澄	釧路町	町長	〃	
委員	ちば つよし 千葉健	標茶町	町長	〃	
委員	とくなが てつお 徳永哲雄	弟子屈町	町長	〃	
委員	ささきみつお 佐々木三男	阿寒町	町長	〃	
委員	じょうじゃ わさぶろう 錠者和三郎	鶴居村	村长	〃	

五十音順(学識経験者) 敬称略